



島根県報

平成30年4月6日(金)

号外第65号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第268号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町佐白76番6地先から同77番5地先まで	前	メートル 8.47～ 16.45	メートル 94.00	雲南県土整備事務所仁多土木事業所 交通安全工事 拡幅
			後	11.20～ 16.45	94.00	
〃	益田種三隅線	益田市下種町2004番7地先から同町307番地先まで	前	8.70～ 15.55	144.50	益田県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	8.70～ 38.80	144.50	
〃	益田澄川線	益田市匹見町澄川イ2218番1地先から同イ2214番1地先まで	前	6.03～ 24.21	140.90	災害防除工事 拡幅
			後	10.49～ 46.47	140.90	

島根県告示第269号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 4 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	191号	益田市匹見町道川イ141番3地先から同イ1050番5地先まで	メートル 1,080.00	平成30年 4月6日	益田県土整備事務所	
〃	187号	鹿足郡吉賀町柿木村大野原725番1地先から同724番1地先まで	64.00	平成30年 4月6日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
県道	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町佐白76番6地先から同77番5地先まで	94.00	平成30年 4月6日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
〃	益田種三隅線	益田市下種町2004番7地先から同町307番地先まで	144.50	平成30年 4月6日	益田県土整備事務所	
〃	益田澄川線	益田市匹見町澄川イ2218番1地先から同イ2214番1地先まで	140.90	平成30年 4月6日		
〃	新南陽津和野線	鹿足郡吉賀町柿木村柿木625番1地先から同630番1地先まで	147.00	平成30年 4月6日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	